

第156国会における憲法議論についての若干の感想

仙谷由人

今 何故に憲法議論が必要か

今日本は危機に直面しているか。それはいかなる危機なのか。

今国会における重要な争点となった、現在も争点として残されている課題の憲法論的論点は何か。

1 自衛権—安全保障

- 1) イラクに対する米英軍の軍事攻撃と国際的安全保障
- 2) 専守防衛の自衛力を憲法上どのように位置づけるのか
- 3) 専守防衛の自衛力をいかなる法的条件のもとに領土外で行動させることが許容されるのか。
- 4) 自衛力を領土内で行使せざるを得ない緊急事態において、国家（中央政府）は、個人と団体に対し、どこまで強制しうるのか。

2 基本的人権

- 1) 情報化社会とりわけ IT が駆使される社会において個人のプライバシーはいかにして守られるべきか。
- 2) 公的セクターが有する膨大な情報に個人はアクセスする権利を持つか
- 3) 国家が個々人に対して保障する教育を受ける権利とはいかなるものか、それは義務年限にとどまるのか、自己教育の権利、義務をどう考えるべきか。
- 4) 生存権規定における“最低限度”をどう位置づけるか。
とりわけ財政—国民の負担との関係ではどうか。
- 5) ILO 勧告と公務員の団結権、団交権をどう考えるか。
- 6) 人権保障を実体的に担保し、ないし人権救済を行う機関を憲法上位置づける必要はないのか。

3 統治機構

- 1) 分権改革とりわけ三位一体の改革として議論されているのは、中央政府と地方政府間の権限及び課税権の分配、調整という“国のかたち”すなわち憲法上の議論ではないのか。また住民の自治、政治参加と住民投票を憲法上どう考えるか。
- 2) 与党と内閣の一元性もしくは二元性の議論は、議院内閣制の本質問題であり、ひいては日本の総理大臣と内閣、内閣と行政各部の関係について根本的見直しを迫るものではないのか。さらに国家公務員（指定職）の地位や任命についても再考の要がある。
- 3) 財政を事後的に検証し、政策評価をいかなる機関に行わせることが適当か。
- 4) 行政を事前指導から事後審判に転換させるとすれば、惹起する問題の専門性、複雑性から考えて、準司法的機能を持った独立行政機関が必要だが、その存在根拠は憲法によって位置づけられるべきではないか。
- 5) 個別紛争処理としての裁判所にしか違憲立法審査権が与えられていないことが、内閣法制局の“公権解釈” 解釈改憲を許容する現状となっていることは妥当か。

以上